

新旧対照表

別表（第2条関係）

占用物件		改正前		改正後	
		占用料の単位	占用料	占用料の単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	800	1本につき1年	830
	第2種電柱		1,230		1,280
	第3種電柱		1,660		1,730
	第1種電話柱		710		740
	第2種電話柱		1,140		1,190
	第3種電話柱		1,580		1,640
	その他の柱類		70		70
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	9	長さ1mにつき1年	7
	地下電線その他地下に設ける線類		4		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	1個につき1年	730
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	470	占用面積1㎡につき1年	440
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,430	1個につき1年	1,490
	郵便差出箱		600		620
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,120	表示面積1㎡につき1年	950
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,430	占用面積1㎡につき1年	1,490	
法第3条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	40	外径が0.1m未満のもの	40
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		70	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	60
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		90	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	90
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190	外径が0.2m以上0.4m未満	170
	外径が0.4m以上1m未満のもの		470	外径が0.4m以上1m未満のもの	440
	外径が1m以上のもの		850	外径が1m以上のもの	800

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,430		1,490	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	占有面積1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		580		470	
	地下に設ける通路		290		280	
	その他のもの		1,000		1,490	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	10	占有面積1㎡につき1日	10
	その他のもの	占有面積1㎡につき1月	110	占有面積1㎡につき1月	90	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110	表示面積1㎡につき1月	90
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,120	表示面積1㎡につき1年	950
	標識		1本につき1年	1,140	1本につき1年	1,190
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	10	1本につき1日	10
その他のもの		1本につき1月	110	1本につき1月	90	
幕（令第7条第1号に掲げる物件工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10	その面積1㎡につき1日	10	
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	110	その面積1㎡につき1月	90	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,120	1基につき1月	950
		その他のもの		560		470
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年		1,200	占有面積1㎡につき1年	950
令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年		Aに0.025を乗じて得た額	占有面積1㎡につき1年	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月		110	占有面積1㎡につき1月	90
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				140		150
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.014を乗じて得た額	占有面積1㎡につき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.014を乗じて得た額		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占有面積1㎡につき1年	Aに0.018を乗じて得た額	占有面積1㎡につき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額		Aに0.019を乗じて得た額

応急仮設建築物	上空に設けるもの		A に 0.018 を乗じて得た額		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		A に 0.014 を乗じて得た額		A に 0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.018 を乗じて得た額		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.034 を乗じて得た額

※Aは、近傍類似の土地の固定資産税評価額を表すものとする。